各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室）　　御 中
各 介 護 保 険 関 係 団 体

← 厚生労働省　老健局高齢者支援課

# 介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「ケアプランデータ連携システム」の概要等の
周知について（情報提供（Ver.2））
計３１枚（本紙を除く）

Vol.１１０９

令和４年１０月２６日

厚生労働省老健局高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内 線　３８７６）
FAX：03-3595-3670

事　務　連　絡
令和４年 10 月 26 日

各都道府県介護保険主管課（室）
各市区町村介護保険主管課（室）　御中
各 介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室

「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について（情報提供（Ver.2））

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「国民健康保険中央会」という。）において「ケアプランデータ連携システム」を構築する事業を進めており、その概要を「「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について（情報提供）（令和４年９月６日付事務連絡）」において、お示ししたところです。

今般、国民健康保険中央会より本システムの利用料金の詳細等について、追加情報の提供がありましたので周知いたします。

また、当室で実施している介護分野における生産性向上に資する取組に関する資料を併せて提供いたしますので、本システムの利用を検討する際にご活用ください。

各都道府県・市区町村におかれては、管内関係団体、介護サービス事業所等に周知いただき事業所支援にご活用いただくとともに、各関係団体におかれては、加盟事業所等に周知いただくよう、ご協力をお願いいたします。

【担当】
厚生労働省老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室　秋山、石内、小河
TEL：03-5253-1111(内線 3876)

介護事業所・地域包括支援センターの皆さま　　Ver.2

**2023（令和５）年４月本格稼働（予定）**

# 「ケアプランデータ連携システム」が来春スタート
## 業務負担の軽減に繋がるシステム利用をご検討ください

国民健康保険中央会では、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムを構築しています。
ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がります。

## ●データ連携で、作業時間の削減やコスト削減が期待できます

サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

**【期待出来る効果】**

- 提供票の**共有にかかる時間が従来の３分の１**程度になることが期待できます。
- 削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費など、**年間81万6,000円のコスト削減**も期待できます。
- 転記誤りがなくなり、**心理的負担が軽減**されます。

※調査研究アンケート結果から試算した全国平均の見込み

**一層の利用者支援の向上に！**

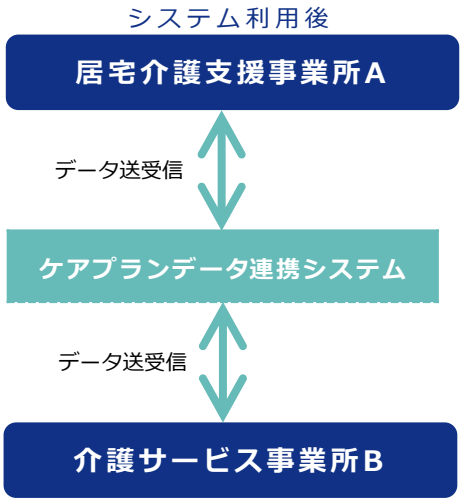


## ●運用開始までのスケジュール案

| ２０２２（令和４）年度 | | | | | | | 2023（令和５）年度 | 2024（令和６）年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| システム開発 | | | | | パイロット運用 | | 本 稼 働 | |

自治体を限定した形でパイロット運用を予定

本稼働後も、必要な機能改修を実施予定

## ●システムの概要（ケアプラン連携の業務フロー）

赤字部分がシステムの範囲です。

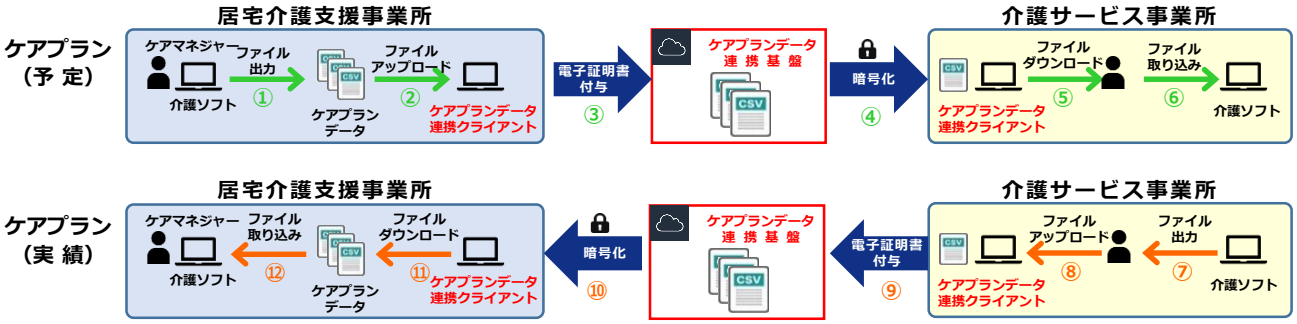


※安心してやり取りできるよう、セキュリティ対策には十分配慮しています。

### 必要な環境

- パソコン（Windows10以降）
- 厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト
- 介護給付費請求に使用する電子証明書
- ケアプランデータ連携クライアント
（システム利用申請後に利用可能になるため、事前にご用意いただく必要はございません。）

### 利用料金

- １事業所あたりのライセンス料は年間21,000円（税込み）です。支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きを可能とします。

**公益社団法人 国民健康保険中央会**　協力：厚生労働省 老健局高齢者支援課

## ●システム利用時の画面イメージ

画面は開発中のものであり、実際の画面とは異なる場合があります。

### 提供票送信時の画面イメージ

・提供表を送る側の事業所は、新規作成画面で提供表をアップロードし、送信します。
・送信した内容を確認する場合は、送信済データ詳細確認画面で確認します。

新 規 作 成

送信済データ詳細確認

### 提供票受信時の画面イメージ

・提供表を受け取る側の事業所は、受信一覧画面で受信した提供表をダウンロードします。
・受信した内容を確認してから提供表を取り出す場合は、受信データ詳細確認画面で確認を行います。

受 信 一 覧

受信データ詳細確認

# ケアプランデータ連携システムについて

令和4年10月

Ver.2

公益社団法人 国民健康保険中央会

協力：厚生労働省 老健局高齢者支援課

# はじめに

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において様々な取組が行われてきています。

そういった取組の一環として、厚生労働省において、令和元年度に調査研究事業を実施し、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票（予定・実績）をデータ連携するための標準仕様を作成し、公開しました。標準仕様を活用してデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。

さらに、調査研究結果を踏まえ、安全な環境で効果的にデータ連携を可能とするため、「ケアプランデータ連携システム」の構築を行うこととし、令和２年度より調整を進めてきました。このシステムの構築・運用は、厚生労働省からの依頼により、国民健康保険中央会が行うことになりました。

本紙は、この「ケアプランデータ連携システム」の概要を説明するものです。

※令和4年5月19日、岸田首相は都内の通所介護事業所を視察し、介護現場の職員と意見交換を行いました。その後の記者会で、「職員の負担軽減や介護サービスの質の向上のためにICTを活用するという視点が大変重要」と強調し、事業所同士がケアプランのやり取りをクラウド上で行う為の情報連携基盤である「ケアプランデータ連携システム」を今年度中に整備すると説明しました。

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0519kaiken.html

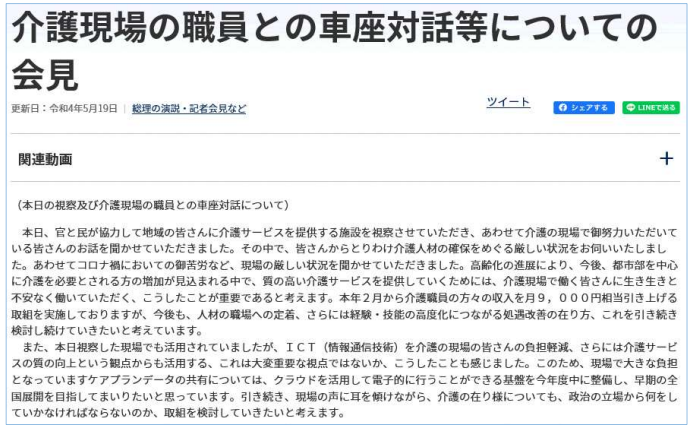

介護現場の職員との車座対話等についての会見

更新日：令和4年5月19日 | 総理の演説・記者会見など

ツイート　シェアする　LINEで送る

関連動画 ＋

（本日の視察及び介護現場の職員との車座対話について）

本日、官と民が協力して地域の皆さんに介護サービスを提供する施設を視察させていただき、あわせて介護の現場で御努力いただいている皆さんのお話を聞かせていただきました。その中で、皆さんからとりわけ介護人材の確保をめぐる厳しい状況をお伺いいたしました。あわせてコロナ禍においての御苦労など、現場の厳しい状況を聞かせていただきました。高齢化の進展により、今後、都市部を中心に介護を必要とされる方の増加が見込まれる中で、質の高い介護サービスを提供していくためには、介護現場で働く皆さんに生き生きと不安なく働いていただく、こうしたことが重要であると考えます。本年２月から介護職員の方々の収入を月９，０００円相当引き上げる取組を実施しておりますが、今後も、人材の職場への定着、さらには経験・技能の高度化につながる処遇改善の在り方、これを引き続き検討し続けていきたいと考えています。

また、本日視察した現場でも活用されていましたが、ＩＣＴ（情報通信技術）を介護の現場の皆さんの負担軽減、さらには介護サービスの質の向上という観点からも活用する、これは大変重要な視点ではないか、こうしたことも感じました。このため、現場で大きな負担となっていますケアプランデータの共有については、クラウドを活用して電子的に行うことができる基盤を今年度中に整備し、早期の全国展開を目指してまいりたいと思っています。引き続き、現場の声に耳を傾けながら、介護の在り様についても、政治の立場から何をしていかなければならないのか、取組を検討していきたいと考えます。

※首相官邸HP「介護現場の職員との車座対話等についての会見」より

# ケアプランデータ連携システム活用による効果

## ■業務の効率化

【期待できる削減効果例】

・記載時間の**削減**

・転記誤りの**削減**

・データ管理による文章量**削減**

・介護従業者の負担**軽減**

【効率化による相乗効果例】

・利用者支援にかける**時間増**

・ケアの質の**向上**

【現状】

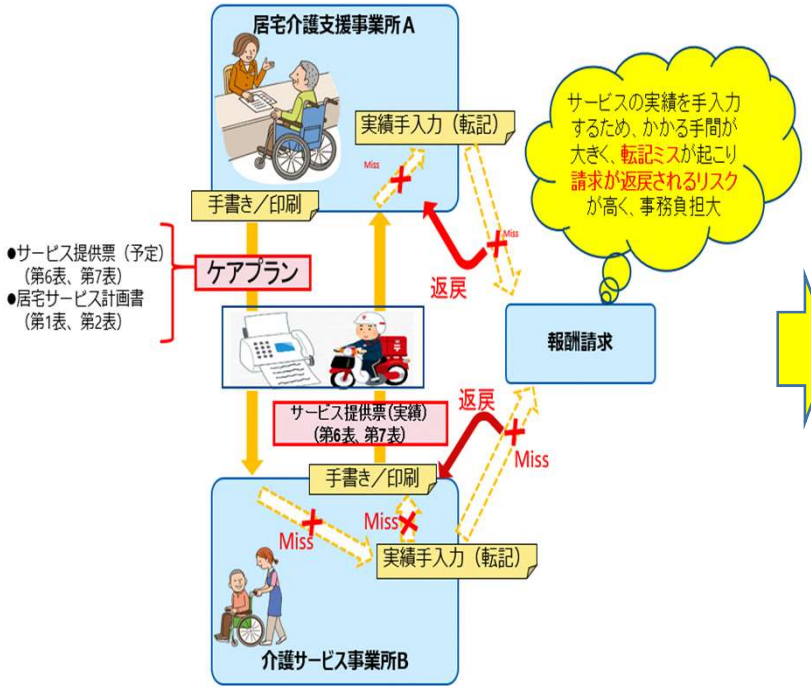


【データ連携後のイメージ】

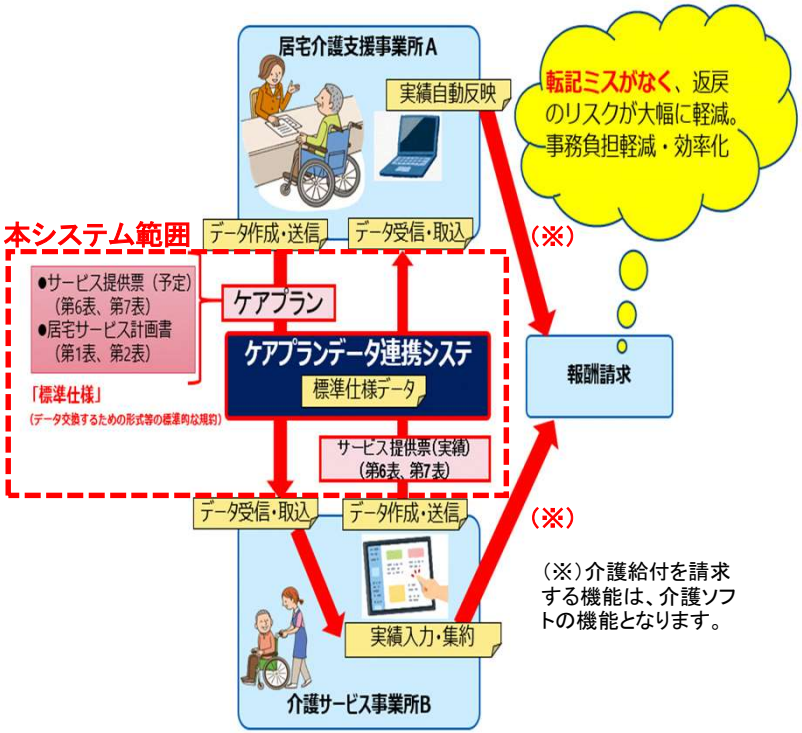


（※）介護給付を請求する機能は、介護ソフトの機能となります。

# ケアプランデータ連携システム活用による効果

## ■費用効果

【期待できる効果例】
事業所がケアプランを送付するために掛かる費用の削減が見込まれます。
・人件費の削減
・印刷費の削減
・郵送費の削減
・交通費の削減
・通信費（FAX）の削減

（人件費削減を考慮した場合）
**約81万6千円/年の削減**

（人件費削減を考慮しない場合）
**約7万2千円/年の削減**

※調査研究のアンケート結果から試算した**全国平均の見込み金額**あり、削減費を確約するものではありません。

【コスト削減による相乗効果】
・介護人材の**新規確保**
・介護人材の**定着率向上**
・事業所環境の**維持費、改善費の割当額の増加**

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋

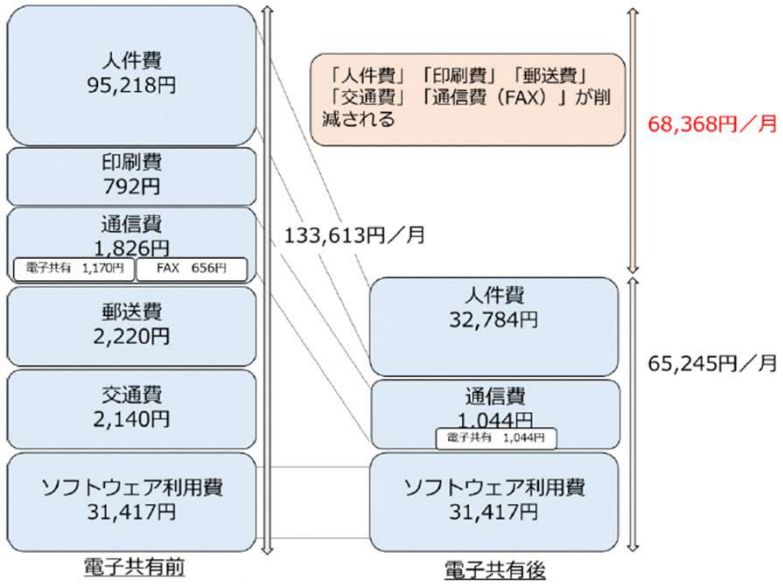


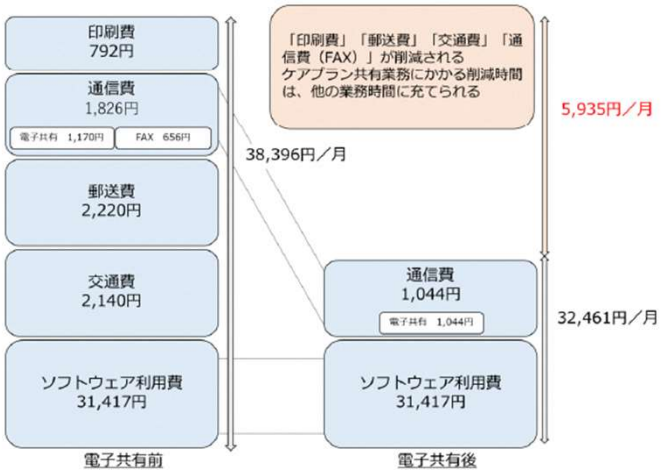


※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮した場合）

※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮しない場合）

# ケアプランデータ連携システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「ケアプランデータ連携クライアント」と運用センターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成されます。

介護事業所の利用者は、「ケアプランデータ連携クライアント」からインターネット回線を経由し、「ケアプランデータ連携基盤」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

ケアプランデータ連携システムの全体概要は以下の通りです。

【全体概要図】

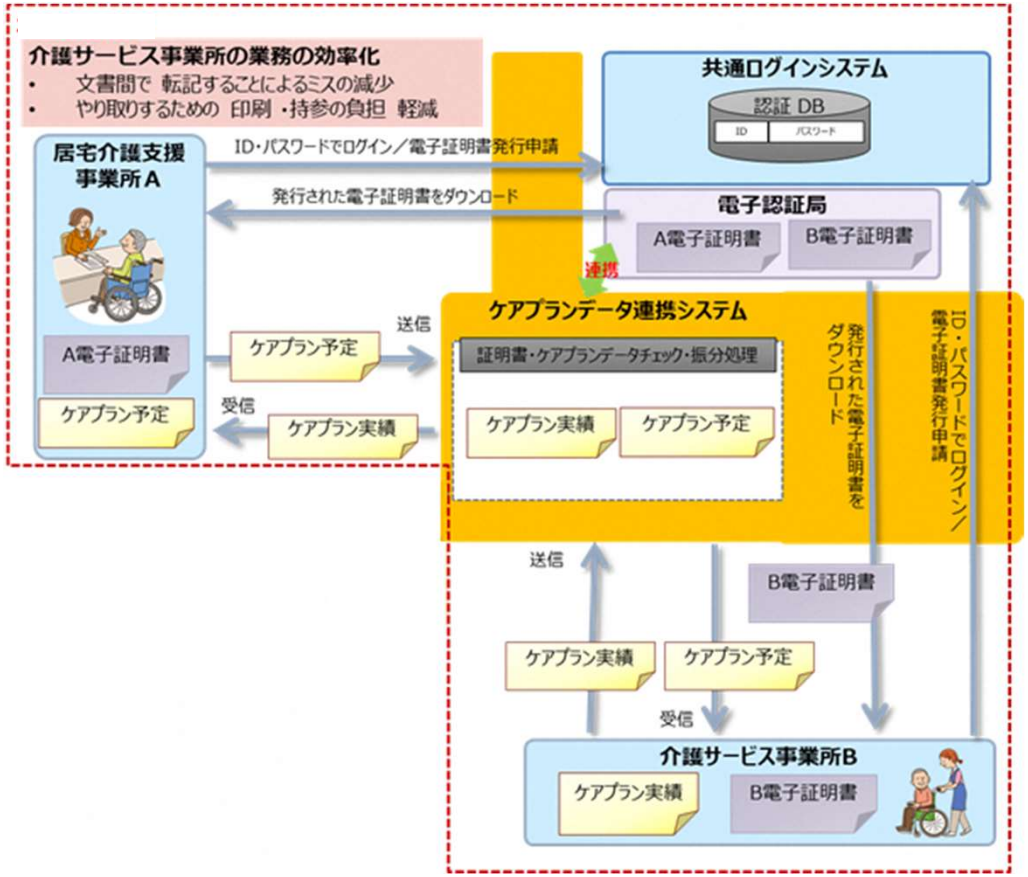

# ケアプランデータ連携システムを利用するために

**ケアプランデータ連携システムをご利用するために、以下のご準備が必要となります。**
**（※ケアプランデータ連携システムでケアプランデータを送受信する場合は、送る側と受ける側の双方がケアプランデータ連携システムをご利用されている必要があります。）**

①介護事業所の利用者は、ケアプランデータ連携システムのWEBサイトより、利用申請をします。

②介護事業所の利用者は、「ケアプランデータ連携クライアント」ソフトを国保中央会のWEBサイトよりダウンロードし介護事業所のパソコンにインストールをします。

③ケアプランデータを送信するためには、電子証明書が必要となります。

**【電子証明書をお持ちの場合】**

電子請求受付システムを利用されており、既に電子証明書をお持ちの場合、同じ電子証明書で利用することが可能であるため、電子証明書の発行申請とダウンロードは不要です。

**【電子証明書をお持ちではない場合（※）】**

電子請求受付システムのWEBサイトにアクセスし、案内に従い**電子証明書の発行申請を行い、電子証明書をダウンロードしてください。**

（※介護給付費の請求を代行業者に委任しており、介護事業所自身で電子証明書を発行していない事業所などを想定）

# ケアプランデータ連携システムの利用準備

① 利用申請

本システム専用WEBサイトより利用申請します。

② クライアントソフトのインストール

国保中央会のWEBサイトより、クライアントソフトをダウンロードし、介護事業所のパソコンにインストールします。

③ 電子証明書の確認

介護報酬の電子請求受付システムの利用有無を確認します。

（利用している場合）

対応は不要です。
（介護報酬請求と同じ電子証明書を使用します）

（利用していない場合）※ 介護給付費の請求を代行業者に委任している事業所などを想定

④ 電子証明書の申請

電子請求受付システムのWEBサイトより利用申請します。

⑤ 電子証明書のダウンロード

電子請求受付システムのWEBサイトよりダウンロードします。

※ 本システムでデータのやり取りをするためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。

※ 本システムのみで電子証明書を利用する場合は無料とする予定。

# ケアプランデータ連携システムの業務フローについて（1/2）

## 【ケアプランデータ（予定）の連携　業務フロー図】

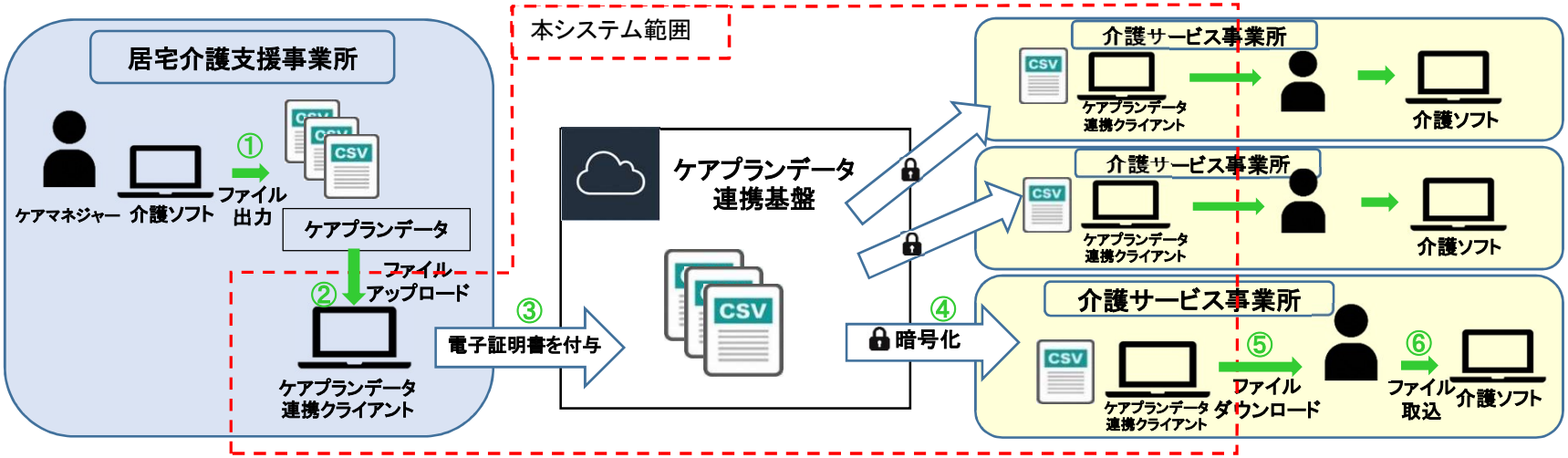


【居宅介護支援事業所】
① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力（保存）します。
② 出力（保存）したケアプランデータ予定ファイルをデータ連携クライアントにアップロードします。
③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。（※電子証明書は自動で付与されます。）

【介護サービス事業所】
④ ケアプアンデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
（※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。）
⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロードします。
⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

# ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(2/2)

## 【ケアプランデータ(実績)の連携　業務フロー図】

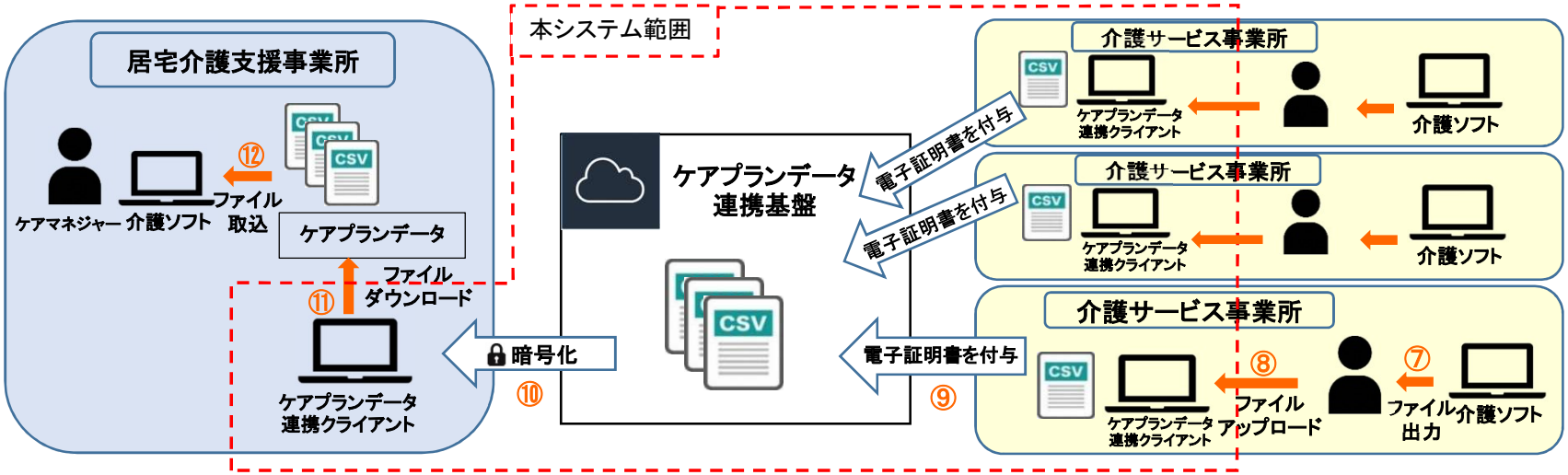


【介護サービス事業所】
⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力(保存)します。
⑧ 出力(保存)したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード します。
⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。( ※電子証明書は自動で付与されます。)

【居宅介護支援事業所】
⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

# 画面イメージ

※画面は開発中のものであり、実際の画面とは異なる場合があります。

■提供票送信時の画面イメージ
提供表を送る側の事業所は、新規作成画面で提供表をアップロード(※)し、送信します。送信した内容を確認する場合は、送信済データ詳細確認画面で確認します。※1表,2表,6表,7表をCSVで送信する他、PDFファイルの送信も可能です(3表等)。

【新規作成 】

【送信済データ詳細確認】

■提供票受信時の画面イメージ
提供表を受け取る側の事業所は、受信一覧画面で受信した提供表をダウンロードします。受信した内容を確認し提供表を取り出す場合は、受信データ詳細確認画面で行います。

【受信一覧】

【受信データ詳細確認】

# ケアプランデータ連携システムのスケジュール

・令和4年5月より設計開発を開始し、令和5年4月より本稼働を予定です。

・本稼働後も必要となる機能を随時追加していく予定であり、徐々に利用する介護事業者が増える想定です。

・介護給付費の請求を委託している事業所の委任状況を鑑みて、追って代行業者がご利用できるように機能を追加する予定です。

・令和5年2月中旬より、先行稼働を予定しており、先行稼働のパイロットとなる参加事業所(自治体)の選定を11月末までに行い、12月末までに先行稼働参加事業所(自治体)との交渉、調整をする予定です。

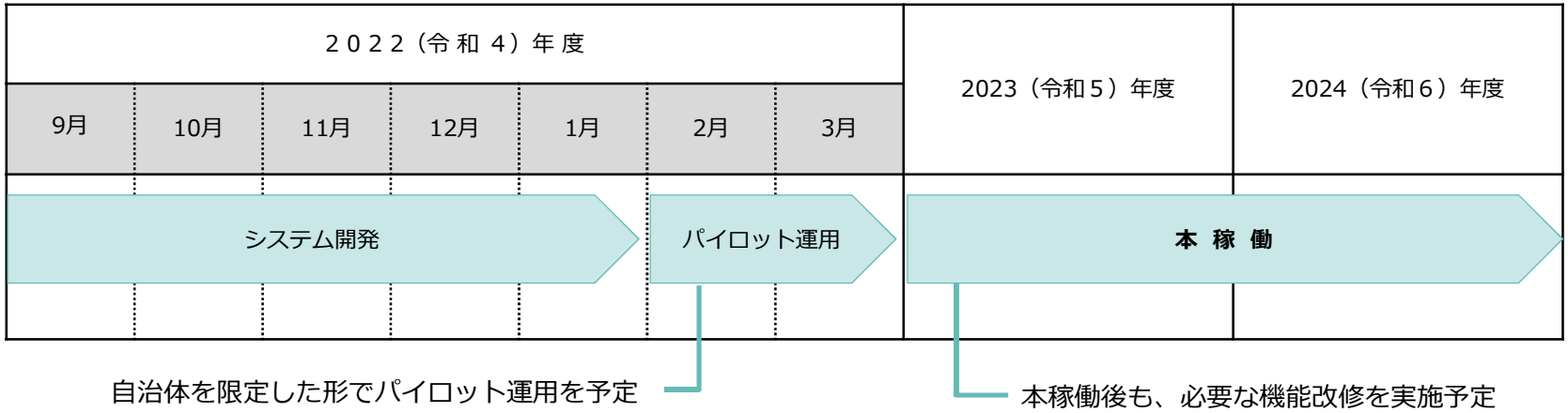


■ケアプランデータ連携システムの料金について

１事業所あたりのライセンス料は年間21,000円（消費税込み）です。本システムの利用申請をすることで、１年間有効なライセンスが付与されます。

また、支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きを可能とします。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 介護現場における生産性向上の推進のための資料

厚生労働省 老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan